

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団
令和5年度第1回理事会議事録

1 招集年月日

令和5年5月23日（火曜日）

2 開催日時

令和5年6月14日（水曜日）午後6時00分から午後8時19分まで

3 開催場所

社会福祉法人東京都社会福祉事業団事務局第一会議室

※Web会議システムによる出席者は、自宅・職場等の各会場から出席

4 出席者（※Web会議システムによる外部会場からの出席者）

(1) 理事総数 9名

出席理事 9名

理事 山岸 徳 男

理事 藤岡 孝 志※

理事 和氣 康 太

理事 廣川 理恵子※

理事 西田 伸 一※

理事 佐々木 晶 道

理事 田中 公 彦※

理事 佐野 宏 子

理事 林 直 樹※

(2) 監事総数 2名

出席監事 2名

監事 齊藤 一 紀※

監事 石村 光 代※

5 議長

理事長 山岸 徳 男

6 議事録作成者

理事長 山岸 徳 男

7 議 題

(1) 決議事項

第1号議案 令和4年度事業報告書（案）について

第2号議案 令和4年度決算（案）について

第3号議案 令和5年度第一次補正予算（案）について

第4号議案 次期理事及び監事候補者の推薦（案）について

第5号議案 評議員会の招集について

(2) 報告事項

- ア 施設利用実績について
- イ 令和4年度予算の流用及び予備費の使用について
- ウ 実地検査結果について
- エ 事案報告について

※ 以下の「8 議事の経過の要領及びその結果」における発言者は「出席者」と表記している。(理事長、業務執行理事、片瀬学園の園長である理事及び監事の職責としての発言をした場合の監事を除く。)

8 議事の経過の要領及びその結果

(1) 第1号議案 令和4年度事業報告書(案)について

議長から、事業報告書(案)と決算(案)の決議は一括して行うとの説明があり、議長の求めに応じ、佐野業務執行理事から、令和4年度事業報告書(案)について説明があった。

(2) 第2号議案 令和4年度決算(案)について

議長の求めに応じ、事務局から、令和4年度決算報告書(案)、令和4年度決算(案)説明用参考資料、社会福祉充実残額の算定及び決算に関連する報告事項「令和4年度予算の流用及び予備費の使用」について、説明があった。

続いて、監事監査の結果について、石村監事から、「監事監査報告書にあるとおり、両監事は、令和5年6月6日に東京都社会福祉事業団の令和4年度事業報告書及び決算報告書が妥当なものであることを確認した。」との報告があった。

その後、議長が各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問があった。

- 出席者から、事業報告書の中で「質の高い人材の確保定着」を重要な柱に挙げているが、その中の「配偶者同行休業制度」の具体的な制度内容と効果について質問があり、事務局から、職員の配偶者が海外等に転勤になり同行する場合、その間、退職せずに休業として在籍できる制度で、引き続き優秀な職員を確保できるよう整備したものであるが、施行したばかりで、まだ取得実績はないとの回答があった。

質疑応答の後、第1号議案及び第2号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(3) 第3号議案 令和5年度第一次補正予算(案)について

議長の求めに応じ、事務局から、グループホーム消防用設備の購入、既存

設備の修繕及び厨房機器の買換え等に伴う補正予算及びその説明資料について説明があった。

その後、議長が質問・意見を募ったところ特になかったため、第3号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(4) 第4号議案 次期理事及び監事候補者の推薦（案）について

議長の求めに応じ、佐野業務執行理事から、議案書に従い説明があった。

その後、議長が質問・意見を募ったところ特になかったため、第4号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(5) 第5号議案 評議員会の招集について

議長の求めに応じ、事務局から、議案書に従い説明があった。

その後、議長が各役員に対し質問・意見を募ったところ特になかったため、第5号議案について議長が賛否を諮り、全員の賛成をもって、理事会の承認を得た。

(6) 報告事項

山岸理事長から、社会福祉法第45条の16第3項の規定に基づき、職務執行状況について、報告があった。詳細については、佐野業務執行理事から「施設利用実績」について、事務局から「実地検査結果について」及び「事案報告について」、それぞれ資料に従い説明があった。

その後、議長が各役員に対し、質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

<事案報告について>

- 出席者から、事案の処分の検討状況について質問があり、事務局から、ケース担当が代わったばかりで、そのことに児童が強い不満を訴えていたことや、職員に具体的な行為の記憶がないことなどを含めて慎重に判断しているとの回答があった。また、別の事案は、児童に健康被害の生じかねない行為を容認したことは服務規定違反であると認識をしており、事実関係を踏まえしっかり議論し、整理していきたいとの回答があった。

さらに出席者から都の認定がおりてから、もう少し早く処分の対応をすべきであるとの意見があり、事務局から、本人が事実関係を否定している等の状況もあり、慎重に判断してきたが、現在、最終調整中であり速やかに対処していきたいとの回答があった。

- 出席者から、職員はどのような価値観を持って入職したかが問われるため、そのあたりも検討したほうがよいのではないかとの意見があった。

- 出席者から、東京都が事故の調査等を行っているうちに退職をしてしまうケースがあり、何ら処分できないまま、その職員が次の職場に就職するなど、福祉業界ではこのような職員の取扱いに苦慮しており、大きな問題であるとの意見があった。
- 出席者から、事故案件は個人に資する部分と組織論と両方から考えなくてはならず、チューターやフロアリーダーが関わり、課題を毎年積み上げ、意識して育てていくという観点が必要ではないか、また、指導や教育をしても、このような事案は起こりうるので、組織論だけで答えを出すことも難しいため、早い時期に教育をしていく必要があるとの意見があった。
- 出席者から、個人の資質の問題だけではなく、組織的に研修の受講歴を管理するなど、マネジメントしていた中で問題が起きてしまったのか、また、職員のカルテのようなものを入職時から時系列でつけておいて、研修に対してどういう考えを持ったか、ハイリスク層というのはどういう人達なのかなど見極めていくことも必要になるのではないかとこの意見があった。
- 出席者から、人材不足もあり、入職したからには育てて、よい職員になってもらうのは大前提かと思うので、職員の個別的な課題と研修成果との整合性や、この業務への適合性を見極めも必要になってくるのではないかとこの意見があり、事務局から、研修履歴に関しては、一人一人管理できており、主に参集型でグループワークを中心に研修を実施している中で、内容の理解が薄いなどハイリスク職員については情報共有を行い、指導してもらうなどの取組みを行っているとの回答があった。

以上、議長は議事がすべて終了した旨を告げ、午後8時19分に閉会した。